

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 削除

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \{ (\text{光信号引込等設備の取得固定資産価額} (15,912 \text{ 円} - 22,266 \text{ 円}) - \text{光信号引込等設備の残存価額}) \times \text{光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率} + \text{光信号引込等設備の残存価額} \} \times (1 + \text{貸倒率})$$

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

$$\text{耐用年数残存期間比率} = \text{光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数} / (\text{光信号引込等設備の耐用年数} (25 \text{ 年}) \times 365 (\text{閏年にあつては} 366 \text{ とします。}))$$

イ 貸倒率については、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
	ア 光信号引込等設備を撤去する場合	9,660円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	307円	339円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 削除

第2 中間配線盤に係るもの

1 適用

区 分	内 容
中間配線盤利用機能に係る料金の適用	2(料金額)に掲げる料金額は、協定事業者が第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合であって、中間配線盤を利用するときに適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
中間配線盤利用機能	1ポートごとに月額	88 円	_____
		87 円	